

指定介護老人福祉施設久万の里 運営規程

第1条 (目的)

指定介護老人福祉施設久万の里(以下「施設」という。)は、居宅において常時介護をうけることが困難な要介護者等の入所を受け入れて適正な施設サービスを提供することを目的とする。

第2条 (運営方針)

- 1 施設は、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。
- 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保険施設やその他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第3条 (事業所の名称)

この事業を行う事業所の名称を「指定介護老人福祉施設久万の里」と称する。

第4条 (事業所の設置)

愛媛県上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地580番地24に事業所を設置する。

第5条 (実施主体)

事業所の実施主体は社会福祉法人喜久寿(以下「本会」という。)とする。

第6条 (従業者の職種、員数、職務内容)

別紙1のと通りの職員配置と職務内容とする。

第7条 (入所者の定員)

施設の入所者の定員は1日あたり52人とし、入所定員及び居室の定員を超えて入所してはならない。ただし、災害・その他のやむを得ない事業がある場合はこの限りではない。

第8条 (入所者に対する指定介護福祉サービスの内容)

(1) 施設サービス計画の作成

- 1 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該指定介護老人福祉施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)を行わなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、アセスメントを行うに当たって、入所者及びその家族に面接をしなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分説明し、理解を得なければならない。

- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、並びに入所者の家族の希望を勘案して、入所者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での注意事項を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉サービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、入所者及びその家族並びに担当者と継続的に連絡を行うこと等による当該施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。（以下「モニタリング」という。））を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規程を準用する。
- 10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的に入所者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。
- 11 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(2) 施設サービスの方針

- 1 個人介護サービスの徹底を図る。
- 2 慣れ親しんだ環境を提供し、施設サービスの再構築を目指す。
- 3 施設側にたったケアの予測をやめ、入所者の必要としているケアを実施する。
- 4 入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努める。
- 5 サービス提供職員は、常に本人、家族に理解されるよう説明と了解を得よう努める。
- 6 入所者の生命、身体を保護するため緊急の場合を除き、身体的拘束や入所者の行動を制限する行為は行わない。
- 7 施設サービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

(3) 施設サービスの内容

1 介護

介護は入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- ① 入所者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行えるよう適切に支援する。
- ② 入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることとする。
- ③ 入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入所者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- ④ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- ⑤ 前各項に規定するものの他、入所者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- ⑥ 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
- ⑦ 入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

2 食事

栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- ① 入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行う。
- ② 入所者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入所者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保する。
- ③ 入所者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入所者が共同生活室で食事をとることを支援する。

3 健康管理

施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

4 機能訓練

施設は、常に入所者に対して、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

5 相談、助言

施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対して、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

6 社会生活上の便宜の提供

入所者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると共に入所者が自律的に行う、これらの活動を支援する。

- ① 入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、これらのものに代わって行う。
- ② 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。
- ③ 入所者の外出の機会を確保するように努めなければならない。

第9条 (利用料)

施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理サービスであるときは、その1割(一定以上の所得者については2割または3割)の額(サービス単位及び加算内容)とする

第10条 (その他の費用)

施設は、前条の支払を受ける額のほか、次の号に掲げる費用の額を徴収することができる。

1 食費として厚生労働大臣が別に定める額は下記のとおり

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食 費	300円	390円	650円	1,360円	<u>1,445円</u>

2 居住費として厚生労働大臣が別に定める額は下記のとおり

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居 住 費	0円	430円	430円	430円	<u>915円</u>

- | | |
|------------------------------------|----|
| 3 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 | 実費 |
| 施設が委託契約している以外の外部と委託した食事の費用 | 実費 |

- | | |
|--------|----|
| 4 理美容代 | 実費 |
|--------|----|

- | | |
|------------------------|----|
| 5 インフルエンザ・コロナ予防接種に係る費用 | 実費 |
|------------------------|----|

- | | |
|---|----|
| 6 前各号に掲げるものの他、施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適用と認められるもの | 実費 |
|---|----|

7 預り金保管料

ただし、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。 33円／日

- | | |
|------------------------|-------|
| 8 電気製品を持ち込み使用される場合の電気代 | 50円／日 |
|------------------------|-------|

第11条 (施設利用に当たっての留意事項)

1 入所対象者

施設は身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる者を対象に、施設サービスを提供する。

2 入所

施設は、正当な理由なくして入所を拒んではならない。また、入所の決定については、管理者、生活相談員、介護支援専門員、看護職員及び介護職員の責任者及び第三者委員会の合議によって決定する。

3 退所

次の場合は退所とする。

- ① 本人あるいは家族が退所を申し出た場合。
- ② 入所者が死亡したとき。
- ③ 入所者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ④ 入所者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。
- ⑤ 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受けようとした時。
- ⑥ 入所者負担金を3ヶ月に渡り滞納し、相当期間を定めた催促にもかかわらず、これが支払われない場合。
- ⑦ 入所期間中、介護認定の更新により介護度が要介護1.2、要支援或いは自立と認定された場合。
- ⑧ ご入所者が、入所申込時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ⑨ ご入所者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入所者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、入所を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

4 入所者の入院期間中の取扱い

施設は入所者について、病院または診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

5 退所の処置

入所者が退所する場合は、家族の同意を得て退所先の居宅介護支援専門員との連携、さらに遅滞なく市町村にその旨を通知する。

6 利用者の留意事項

- ① 入所者が外泊、外出しようとする時は、その都度に外出及び外泊先、用件、帰園する予定時間を管理者に届出て、その承認を得なければならない。
- ② 火気の取扱いに注意すること。
なお、受動喫煙防止につき施設建物内及び敷地内での喫煙を禁止するものとする。
- ③ 建物、備品その他器具を破損させたり、許可なく持ち出さないこと。
- ④ 喧嘩、口論または暴力行為等、他の者の迷惑になることをしないこと。
- ⑤ 許可なく飲酒しないこと。

7 苦情処理

- ① その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦

情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- ② 前項の苦情を受けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- ③ その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め、又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指定介護老人福祉施設は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
- ④ 市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。
- ⑤ 提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45号第5項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、連合会からの同号の規定による指導又は助言を受けたときは、当該指導並びに助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
- ⑥ 連合会から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を連合会に報告しなければならない。

8 秘密保持

- ① 施設は正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族に秘密を漏らしてはならない。
- ② 施設の従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ③ 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

第12条 (事故発生時の対応)

- 1 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- 2 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を管理者に報告し、その分析に基づく改善策について従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 4 入所者に対する事業所のサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに久万高原町、市町、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 5 職員等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 6 入所者に対する介護サービスの提供にあたって、事業所の責に帰すべき事由により事故が発生し、事業所に過失があると認められる場合に限り、入所者の生命・身体・財産に発生した損害を入所者に対して賠償するものとする。但し、入所者に過失がある場合は、免責又は賠償額を減ずるものとする。

第13条 (身体拘束の制限)

施設サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のご利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、入所者又はその家族に説明・同意を行い、その病態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

第14条 (虐待の防止のための措置に関する事項)

- 1 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員の周知徹底を図ることとする。
- 2 施設は、虐待の防止のための指針を整備することとする。
- 3 施設は、職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施することとする。
- 4 施設は、虐待の防止のための措置を適切に実施するための責任者をおくこととする。

第15条 (会計)

施設会計は、他の事業の会計と区別し、会計年度は毎年4月1日から次年の3月31日までとする。

第16条 (非常災害対策)

- 1 施設は、地震・風水害・当該施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害毎に、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該施設の見やすい場所に掲示する。
- 2 施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するために体制を整備し、定期的にこれらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難・救出等の必要な訓練を行う。
- 3 施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行う。
- 4 施設は、非常災害が発生した場合に従業員及び入所者が当該施設において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品、その他の生活物資の備蓄に努める。

第17条 (記録の整備等)

- 1 施設は次の諸記録、その他重要な帳簿を整備するものとする。
 - ① 施設サービス計画
 - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - ④ 市町村への通知に係る記録
 - ⑤ 苦情の内容等の記録

⑥ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

2 前項に関する書類は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第18条 (職員の就業規則及び給与規程等)

職員に対しては、この規程による他、当法人の就業規則、職員給与・退職金規程、嘱託職員等の採用及び給与に関する規程、契約職員の就業規則、パート職員の就業規則、旅費規程、職員親睦会規程等を適用する。

第19条 (細則)

この規程に定める事項他、運営について必要がある場合は、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年10月23日条例第64号)及び愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年10月23日条例第61号)による他、事業に必要な事項は理事会で別に定める。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年4月14日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

(1) 職種及び員数

職 種	人 数	
	常 勤	非 常 勤
施 設 長	1人（兼務）	
事 務 員	3人（兼務）	
生 活 相 談 員	1人（兼務）	
介 護 支 援 専 門 員	1人（兼務）	
介 護 職 員	18人 以上	3人
看 護 職 員	2人（兼務1）	2人
機 能 訓 練 指 導 員	1人（兼務）	
管 理 栄 養 士	1人（兼務）	
調 理 員		外部委託
医 師（嘱 託）		3人
（精 神 科 医）		1人
合 計	28人 以上	9人

(2) 職務内容

施 設 長	本会理事長の命を受け、施設の業務を統括するとともに職員の指揮監督及び管理運営に当たる。
事 務 員	施設運営に関する事務に従事する。
生 活 相 談 員	入所者の生活向上のための援助、助言その他の援助に当たる。
介 護 支 援 専 門 員	入所者の施設サービス計画の作成に当たる。
介 護 職 員	入所者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たる。
看 護 職 員	入所者の看護、日常生活上の世話及び健康管理に当たる。
機 能 訓 練 指 導 員	機能訓練の指導に当たる。
管 理 栄 養 士	給食献立及び給食業務に当たる。
調 理 員	給食業務に当たる。
医 師	入所者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。